

福知山河川国道事務所 河川関係地震災害対策部運営計画

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の一に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。また、津波による防災体制については暫定的に運用するものとする。

1. 注意体制

- （イ） 事務所管内のいずれかの震度観測所（舞鶴市下福井、福知山市大江町河守、福知山市内記、福知山市長田野町、綾部市若竹町）において震度5弱の地震が発表または観測されたとき
- （ロ） 京都府に津波注意報が発表され、対策部長が必要と判断したとき
- （ハ） 対策部長が必要と判断したとき
- （ニ） 河川部関係地震災害対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示したとき

2. 警戒体制

- （イ） 事務所管内のいずれかの震度観測所（舞鶴市下福井、福知山市大江町河守、福知山市内記、福知山市長田野町、綾部市若竹町）において震度5強以上の地震が発表または観測されたとき
- （ロ） 京都府に津波警報が発表され、対策部長が必要と判断したとき
- （ハ） 対策部長が必要と判断したとき
- （ニ） 対策本部長が指示したとき

3. 非常体制

- （イ） 事務所管内のいずれかの震度観測所（舞鶴市下福井、福知山市大江町河守、福知山市内記、福知山市長田野町、綾部市若竹町）において、震度6弱以上の地震が発表または観測されたとき
- （ロ） 大規模災害が確認されたとき
- （ハ） 対策部長が必要と判断したとき
- （ニ） 対策本部長が指示したとき

福知山河川国道事務所 河川関係風水害対策部運営計画

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の一に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときは、これを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発表され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と判断したとき
- (ハ) 流域平均累加雨量が50mmを超え対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 綾部、福知山のいずれかの水位観測所の水位が、水防団待機水位を超すと予想され、対策部長が必要と判断したとき
- (ホ) 樋門、樋管等の操作体制をとる必要があり、対策部長が必要と判断したとき
- (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ト) 河川部関係風水害対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示したとき

2. 警戒体制

2. 1. 第一警戒体制

- (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する警報が発表され対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近または上陸が予想され、対策部長が必要と判断したとき
- (ハ) 流域平均累加雨量が100mmになり、対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 綾部、福知山のいずれかの水位観測所の水位が、はん濫注意水位を超すと予想されるとき
- (ホ) 水防活動の必要が予想され、対策部長が必要と判断したとき
- (ヘ) 樋門、樋管等の操作の必要があるとき
- (ト) 被害の発生が予想されるとき
- (チ) 対策部長が必要と判断したとき
- (リ) 対策本部長が指示したとき

2. 2. 第2警戒体制

- (イ) 流域平均累加雨量が150mmになったとき
- (ロ) 綾部、福知山のいずれかの水位観測所の水位が、はん濫注意水位を超え、尚上昇すると予想されるとき
- (ハ) 兼用道路等に係る交通規制の要請が予想されるとき
- (ニ) 対策部長が必要と判断したとき
- (チ) 対策本部長が指示したとき

2. 3. 非常体制

- (イ) 綾部、福知山のいずれかの水位観測所の水位が、計画高水位を超えたとき
- (ロ) 甚大な被害が発生したとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 対策本部長が指示したとき

福知山河川国道事務所 水質事故災害対策部運営計画（案）

第6条 （防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各項に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときはそれを解除するものとする。ただし、各班の編成人員構成は状況に応じ配置するものとする。

1. 注意体制

- (1) 直轄管理区間及びその流域において、水質事故が発生した場合
- (2) 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合
- (3) 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合
- (4) 海洋における油流出事故などにより、直轄河川に被害が発生する恐れがある場合
- (5) 対策部長が必要と判断した場合

2. 警戒体制

- (1) 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合
- (2) 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合
- (3) 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生した場合
- (4) 対策部長が必要と判断した場合

3. 非常体制

- (1) 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合
- (2) 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合
- (3) 対策部長が必要と判断した場合